

○ 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

（注）平成三十年十月十二日公表の改正案適用後のもの。

改正後	改正前（注）
<p>（定義）</p> <p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇八十一 略」</p> <p>八十二 T L A C 規制対象会社 銀行法第十四条の二の規定に基づき銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行 T L A C 告示」という。）第一条第八号に規定する国内処理対象銀行、銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準であつて銀行の経営の健全性の判断のために参考となるべきもの（平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「銀行持株会</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇八十一 同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

社TLAC告示」という。)第一条第八号に規定する国内処理対象銀行持株会社及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準(平成三十一年金融庁告示第●●●号。以下「最終指定親会社TLAC告示」という。)第一条第八号に規定する国内処理対象最終指定親会社をいう。

八十三 其他外部TLAC調達手段 銀行TLAC告示第四条第三項、銀行持株会社TLAC告示第四条第三項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第三項に規定する其他外部TLAC調達手段をいう。

八十四 其他外部TLAC関連調達手段 その他外部TLAC調達手段、規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、其他外部TLAC調達手段に相当すると認められているもの、これらと発行体が同一かつ法的又は経済的に同順位であるもの並びに特例外部TLAC調達手段(いずれもTLAC除外債務及びこれに相当する債務を除く。)をいう。

八十五 TLAC除外債務 銀行TLAC告示第四条第四項、銀行持株会社TLAC告示第四条第四項及び最終指定親会社TLAC告示第四条第四項に規定する除外債務をいう。

八十六 特例外部TLAC調達手段 TLAC除外債務に相当する

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

「号を加える。」

債務と法的又は経済的に同順位であつて、その全部又は一部が本邦以外の国又は地域の金融当局によつてその他外部T L A C調達手段に相当すると認められているものをいう。

(自己資本の額)

第四条 「略」

2 「略」

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇三 略」

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

「五〇十四 略」

4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇四 略」

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意による時に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

(自己資本の額)

第四条 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇三 同上」

四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

「五〇十四 同上」

4 「同上」

「一〇四 同上」

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要

<p>イ 「略」</p> <p>ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。</p> <p>ハ 「略」</p> <p>六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。</p> <p>〔七〇十二 略〕</p> <p>5 「略」</p> <p>(自己資本の額)</p> <p>第十三条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。</p> <p>〔五〇十四 略〕</p> <p>4 第一項第一号の「非累積的永久優先出資」とは、次に掲げる要件</p>	<p>件の全てを満たすものであること。</p> <p>イ 「同上」</p> <p>ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。</p> <p>ハ 「同上」</p> <p>六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。</p> <p>〔七〇十二 同上〕</p> <p>5 「同上」</p> <p>(自己資本の額)</p> <p>第十三条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 発行者（出資を受けた者を含む。以下この項及び次項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。</p> <p>〔五〇十四 同上〕</p> <p>4 「同上」</p>
--	---

の全てを満たす出資をいう。

「一〇四 略」

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

「七〇十二 略」

5 「略」

(普通出資等Tier1資本の額)

第二十二條 「略」

2 「略」

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

「一〇四 同上」

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあっては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

「七〇十二 同上」

5 「同上」

(普通出資等Tier1資本の額)

第二十二條 「同上」

2 「同上」

3 「同上」

「一〇三 略」

四 発行者（出資の払込みを受けた者を含む。以下この項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

「五〇十四 略」

4 「略」

（その他Tier 1資本の額）

第二十三条 「略」

「2・3 略」

4 第一項及び前項の「その他Tier 1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資（前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一 「略」

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（Tier 2資本調達手段に該当する債務を含むが、その他Tier 1資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後的内容を有するものであること。

「三〇四 略」

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の

「一〇三 同上」

四 発行者（出資の払込みを受けた者を含む。以下この項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

「五〇十四 同上」

4 「同上」

（その他Tier 1資本の額）

第二十三条 「同上」

「2・3 同上」

4 「同上」

一 「同上」

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務に対して劣後的内容を有するものであること。

「三〇四 同上」

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目

目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

「七〇十五 略」

5 「略」

(Tier 2資本の額)

第二十四条 「略」

2 第十九条第三号の算式において、Tier 2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。

「一〇四 略」

五 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調

目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

「七〇十五 同上」

5 「同上」

(Tier 2資本の額)

第二十四条 「同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

「号を加える。」

達手段を発行する者（以下この号において「発行者」という。）の特例外部TLAC調達手段の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によつて認められている額（以下この号において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。）を、信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額とする。以下この条及び第二十五条において同じ。）。

六 其他金融機関等の其他外部TLAC関連調達手段の額

3
〔略〕

4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又はその他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。

一 〔略〕

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。

三 〔略〕

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限まで

〔号を加える。〕

3
〔同上〕

4
〔同上〕

一 〔同上〕

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。

三 〔同上〕

四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの

の期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第三十六条第四項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

〔六〇十 略〕

5 「略」

（資本バッファに係る普通出資等Tier1資本の額）

第二十四条の二 第十九条の二第一項の算式において、資本バッファに係る普通出資等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額から第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通出資等Tier1資本の額（第十九条第一号の算式におけ

期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等（償還期限が定められていないものの償還又は償還期限が定められているものの期限前償還をいう。次号並びに第三十六条第四項第四号及び第五号において同じ。）を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為が発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

〔六〇十 同上〕

5 「同上」

（資本バッファに係る普通出資等Tier1資本の額）

第二十四条の二 「同上」

一 普通出資等Tier1資本の額（第十九条第一号の算式におけ

る普通出資等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第二十一条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)

「イ」ニ 略

「二・三 略」

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第二十五条 「略」

「2」5 略」

6 第二十二條第二項第三号、第二十三條第二項第二号及び第二十四條第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十二條第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、信用金庫連合会又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上

る普通出資等Tier1資本の額をいう。)から次に掲げる額(第二十一条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。)の合計額(以下この条において「リスク・アセットの額」という。)に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

「イ」ニ 同上

「二・三 同上」

(調整後非支配株主持分等の額及び調整項目の額の算出方法)

第二十五条 「同上」

「2」5 同上」

6 「同上」

一 第二十二條第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、信用金庫連合会又は連結子法人等が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者(これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。)であつて連結自己資本比率の算出に当たり連結の範囲に含まれないもの(以下この章において「他の金融機関等」という。)との間で相互に自己資本比率を向上

させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条において同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に信用金庫連合会又は連結子法人等の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（信用金庫連合会若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通出資に相当するものの額とする。

【二・三 略】

7 第二十二條第二項第四号、第二十三條第二項第三号並びに第二十

させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段（資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの（みなし普通出資（普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。）を含む。以下この条において同じ。））、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において連結自己資本比率（第二条に規定する連結自己資本比率を含む。）の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び第二十七條第二項第一号へにおいて同じ。）を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に信用金庫連合会又は連結子法人等の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合（信用金庫連合会若しくは連結子法人等又は他の金融機関等が連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。）における当該他の金融機関等の対象資本調達手段（次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。）のうち普通出資に相当するものの額とする。

【二・三 同上】

7 第二十二條第二項第四号、第二十三條第二項第三号及び第二十四

四条第二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十二条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（信用金庫連合会及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本等調達手段（対象資本調達手段又はその他外部TLAC関連調達手段をいう。以下この条及び第二十七条第二項第一号へにおいて同じ。）を信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額（その他外部TLAC関連調達手段にあつては、その他外部TLAC関連調達手段の額の合計額（当該額を算出する場合には、第十一項の規定にかかわらず、信用金庫連合会又は連結子法人等が少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであつても、これらのその他外部TLAC関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することとはできないものとする。）から少数出資に係る五パーセント基準額（第二十二条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パー

条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十二条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（信用金庫連合会及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第十一項において同じ。）の対象資本調達手段を信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合（連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通出資保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

セントを乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「基準超過その他外部TLAC関連調達手段の額」という。)とする。)の合計額(以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。)から少数出資に係る十パーセント基準額(同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)をいう。以下この項において同じ。)に少数出資に係る普通出資保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう)を乗じて得た額とする。

二 第二十三条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう)を乗じて得た額とする。

三 第二十四条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資

二 第二十三条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier1資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう)を乗じて得た額とする。

三 第二十四条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るTier2資本保有割合(少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちTier2資本調達手段に相当するものの額を少数出資

資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

四 第二十四条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部T L A C 関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部T L A C 保有割合(少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部T L A C 関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

8 第二十三条第二項第四号並びに第二十四条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十三条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他T i e r 1 資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本等調達手段を信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本等調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。)のうちその他T i e r 1 資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〕ニ 略〕

二 第二十四条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のT i e r 2 資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達

に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。)を乗じて得た額とする。

〔号を加える。〕

8 第二十三条第二項第四号及び第二十四条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第二十三条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のその他T i e r 1 資本調達手段の額は、その他金融機関等(次に掲げる者をいう。)の対象資本調達手段を信用金庫連合会又は連結子法人等が保有している場合(連結範囲外の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫連合会又は連結子法人等が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第六項各号の場合を除く。)における当該対象資本調達手段(以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本調達手段」という。)のうちその他T i e r 1 資本調達手段に相当するものの額とする。

〔イ〕ニ 同上〕

二 第二十四条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のT i e r 2 資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手

手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

三|| 第二十四条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

9 第二十二條第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第二十二條第一項各号に掲げる額の合計額から同條第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

〔二・三 略〕

10 第二十二條第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。))の額から第二十二條第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。))から特定項目に係る十五パー

段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

〔号を加える。〕

9 〔同上〕

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額(第二十二條第一項各号に掲げる額の合計額から同條第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。)を控除した額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)

〔二・三 同上〕

10 〔同上〕

一 特定項目に係る調整対象額(特定項目に係る十パーセント基準対象額(特定項目(その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。))をいう。以下この号において同じ。))の額から第二十二條第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。))から特定項目に係る十五パー

一セント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 略】

11 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用金庫連合会又は連結子法人等が少数出資金金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に規定する額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一セント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 同上】

11 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用金庫連合会又は連結子法人等が少数出資金金融機関等の対象資本調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

12 第七項各号及び第八項各号に定める額並びに第九項第一号及び第十項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本調達手段に該当する対象資本調達手段があるときは、当該対象資本調達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

<p>一 「略」</p> <p>二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の<u>対象資本等調達手段</u></p> <p>〔13・14 略〕</p> <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第二十七条 「略」</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものについては、信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。</p> <p>一 第十九条各号及び第十九条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの</p> <p>〔イ〕ホ 略</p> <p>へ 自己保有資本調達手段、<u>対象資本等調達手段</u>、無形固定資産(のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第二十二條第二項、第二十三條第二項及び第二十四條第二項の規定により普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分</p> <p>ト 「略」</p> <p>二・三 略</p> <p>3 「略」</p>	<p>一 「同上」</p> <p>二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の<u>資本等調達手段</u></p> <p>〔13・14 同上〕</p> <p>(信用リスク・アセットの額の合計額)</p> <p>第二十七条 「略」</p> <p>2 「同上」</p> <p>〔同上〕</p> <p>〔イ〕ホ 同上</p> <p>へ 自己保有資本調達手段、<u>対象資本等調達手段</u>、無形固定資産(のれん相当差額を含む。)、繰延税金資産及び退職給付に係る資産のうち、第二十二條第二項、第二十三條第二項及び第二十四條第二項の規定により普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とされたものの額に相当する部分</p> <p>ト 「同上」</p> <p>二・三 略</p> <p>3 「同上」</p>
---	---

(普通出資等Tier1資本の額)

第三十四条 [略]

2 [略]

3 第一項第一号の「普通出資」とは、次に掲げる要件の全てを満たす出資をいう。

〔一〕三 略〕

四 発行者（出資の払込みを受けた者を含む。以下この項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生じさせておらず、かつ、当該期待を生じさせる内容が定められていないこと。

〔五〕十四 略〕

4 [略]

(その他Tier1資本の額)

第三十五条 [略]

〔2・3 略〕

4 第一項及び前項の「その他Tier1資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資（前条第三項に規定する普通出資をいう。以下この章において同じ。）に該当するものを除く。）をいう。

一 [略]

二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは

(普通出資等Tier1資本の額)

第三十四条 [同上]

2 [同上]

3 [同上]

〔一〕三 同上〕

四 発行者（出資の払込みを受けた者を含む。以下この項において同じ。）が発行時又は払込みを受けた時に将来にわたり買戻しを行う期待を生ぜしめておらず、かつ、当該期待を生ぜしめる内容が定められていないこと。

〔五〕十四 同上〕

4 [同上]

(その他Tier1資本の額)

第三十五条 [同上]

〔2・3 略〕

4 [同上]

一 [同上]

二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更

内容の変更について、発行者の他の債務（Tier 2資本調達手段に該当する債務を含むが、その他Tier 1資本調達手段に該当する債務を除く。）に対して劣後の内容を有するものであること。

〔三・四 略〕

五 償還を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 〔略〕

ロ 償還又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 〔略〕

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認について期待を生じさせる行為が行われていないこと。

〔七〇十五 略〕

5 〔略〕

（Tier 2資本の額）

第三十六条 〔略〕

について、発行者の他の債務に対して劣後の内容を有するものであること。

〔三・四 同上〕

五 償還を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還を行うことが可能であり、かつ、償還又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 〔同上〕

ロ 償還又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 〔同上〕

六 発行者が前号イの確認が得られることを前提としておらず、当該発行者により当該確認についての期待を生ぜしめる行為が行われていないこと。

〔七〇十五 略〕

5 〔略〕

（Tier 2資本の額）

第三十六条 〔同上〕

<p>2 第三十一条第三号の算式において、Tier2資本に係る調整項目の額は、次に掲げる額の合計額とする。</p> <p>「一〇四 略」</p> <p>五 少数出資金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額（特例外部TLAC調達手段にあつては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この号において「発行者」という。）の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によつて認められている額（以下この号において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。）を、信用金庫連合会が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額とする。以下この条及び第三十七条において同じ。）。</p> <p>六 其他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額</p> <p>3 「略」</p> <p>4 第一項及び前項の「Tier2資本調達手段」とは、次に掲げる要件の全てを満たす資本調達手段（普通出資又はその他Tier1資本調達手段に該当するものを除く。）をいう。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 残余財産の分配又は倒産処理手続における債務の弁済若しくは内容の変更について、発行者の他の債務（その他Tier1資本</p>	<p>2 「同上」</p> <p>「一〇四 同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>3 「号を加える。」</p> <p>「同上」</p> <p>4 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>二 残余財産の分配又は倒産手続における債務の弁済若しくは変更について、発行者の他の債務（劣後債務を除く。）に対して劣後</p>
---	--

調達手段又はTier2資本調達手段に該当する債務を除く。）
に対して劣後的内容を有するものであること。

三 「略」

四 償還期限が定められている場合には、発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には、発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後）に発行者の任意によるときに限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「略」

ロ 償還等又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「略」

六 十 略

5 「略」

（資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額）

第三十六条の二 第三十一条の二第一項の算式において、資本バッファーに係る普通出資等Tier1資本の額は、第一号に掲げる額か

的内容を有するものであること。

三 「同上」

四 償還期限が定められている場合には発行時から償還期限までの期間が五年以上であり、かつ、ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還等を行う蓋然性を高める特約が定められていないこと。

五 償還等を行う場合には発行後五年を経過した日以後（発行の目的に照らして発行後五年を経過する日前に償還等を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合にあつては、発行後五年を経過する日前）に発行者の任意による場合に限り償還等を行うことが可能であり、かつ、償還等又は買戻しに関する次に掲げる要件の全てを満たすものであること。

イ 「同上」

ロ 償還等又は買戻しについての期待を生ぜしめる行為を発行者が行っていないこと。

ハ 「同上」

六 十 同上

5 「同上」

（資本バッファーに係る普通株式等Tier1資本の額）

第三十六条の二 「同上」

ら第二号及び第三号に掲げる額を控除した額とする。

一 普通出資等Tier1資本の額（第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。）から次に掲げる額（第三十三条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）

「イ」ニ 略

「二・三 略」

（調整項目の額の算出方法）

第三十七条 略

2 略

3 第三十四条第二項第三号、第三十五条第二項第二号及び第三十六条第二項第二号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第三十四条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、信用金庫連合会が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他

一 普通出資等Tier1資本の額（第三十一条第一号の算式における普通出資等Tier1資本の額をいう。）から次に掲げる額（第三十三条の規定によりマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合は、ロに掲げる額を除く。）の合計額（以下この条において「リスク・アセットの額」という。）に四・五パーセントを乗じて得た額を控除した額

「イ」ニ 同上

「二・三 同上」

（調整項目の額の算出方法）

第三十七条 同上

2 同上

3 同上

一 第三十四条第二項第三号に掲げる意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額は、信用金庫連合会が金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他

の者を除く。) (以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率(第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。)の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの(みなし普通出資(普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。)を含む。以下この条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率(第十一条に規定する単体自己資本比率を含む。)の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条において同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に信用金庫連合会の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(信用金庫連合会又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という。)のうち普通出資に相

の者を除く。) (以下この章において「他の金融機関等」といい、連結自己資本比率(第十九条に規定する連結自己資本比率をいう。)の算出に当たり連結の範囲に含まれる者を除く。以下この章において同じ。)との間で相互に自己資本比率を向上させるため、意図的に当該他の金融機関等の対象資本調達手段(資本調達手段のうち、普通出資に相当するもの(みなし普通出資(普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段のいずれにも相当しない資本調達手段をいう。)を含む。以下この条において同じ。)、その他Tier1資本調達手段に相当するもの又はTier2資本調達手段に相当するものをいい、規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において単体自己資本比率(第十一条に規定する単体自己資本比率を含む。)の算式の分子の額を構成するものに相当するものに限る。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。)を保有していると認められ、かつ、当該他の金融機関等が意図的に信用金庫連合会の普通出資、その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段を保有していると認められる場合(信用金庫連合会又は他の金融機関等が他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含む。)における当該他の金融機関等の対象資本調達手段(次号及び第三号において「意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段」という

当するものの額とする。

「二・三 略」

4 第三十四条第二項第四号、第三十五条第二項第三号並びに第三十六条第二項第三号及び第五号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第三十四条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（信用金庫連合会がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本等調達手段（対象資本調達手段又はその他外部T L A C 関連調達手段をいう。以下この条及び次条第二項第一号へにおいて同じ。）を信用金庫連合会が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて信用金庫連合会が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段の額（その他外部T L A C 関連調達手段にあつては、その他外部T L A C 関連調達手段の合計額（当該額を算出する場においては、第八項の規定にかかわらず、信用金庫連合会が少数出資金融機関等のその他外部T L A C 関連調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときであっても、これらのその他外部T L A C 関連調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することはできないものとする。）から少数出資に係る五パーセント基準額（第三十四条第一項各

。のうち普通出資に相当するものの額とする。

「二・三 同上」

4 第三十四条第二項第四号、第三十五条第二項第三号及び第三十六条第二項第三号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第三十四条第二項第四号に掲げる少数出資金融機関等の普通出資の額は、少数出資調整対象額（少数出資金融機関等（信用金庫連合会がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等をいう。以下この項及び第八項において同じ。）の対象資本調達手段を信用金庫連合会が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて信用金庫連合会が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、前項各号の場合を除く。）における当該対象資本調達手段の額の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に少数出資に係る普通出資保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に五パーセントを乗じて得た額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において「基準超過その他外部T L A C関連調達手段の額」という。）とする。）の合計額（以下この項において「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」という。）から少数出資に係る十パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。以下この項において同じ。）に少数出資に係る普通出資保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

二 第三十五条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第三十六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係る

二 第三十五条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のその他Tier 1資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他Tier 1資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本調達手段のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

三 第三十六条第二項第三号に掲げる少数出資金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係る

Tier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

四 第三十六条第二項第五号に掲げる少数出資金融機関等のその他外部T L A C関連調達手段の額は、少数出資調整対象額に少数出資に係るその他外部T L A C保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうち基準超過その他外部T L A C関連調達手段の額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

5 第三十五条第二項第四号並びに第三十六条第二項第四号及び第六号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第三十五条第二項第四号に掲げるその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（信用金庫連合会がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。）の対象資本等調達手段を信用金庫連合会が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫連合会が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

Tier 2資本保有割合（少数出資金融機関等の対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額を少数出資に係る対象資本等調達手段合計額で除して得た割合をいう。）を乗じて得た額とする。

「号を加える。」

5 第三十五条第二項第四号及び第三十六条第二項第四号に掲げる額は、次に定めるところにより算出した額とする。

一 第三十五条第二項第四号に掲げるその他Tier 1資本調達手段の額は、その他金融機関等（信用金庫連合会がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等をいう。）の対象資本等調達手段を信用金庫連合会が保有している場合（他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて当該信用金庫連合会が実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合を含み、第三項各号の場合を除く。）における当該対象資本等調達手段（以下この条において「その他金融機関等に係る対象資本等調達手段」という。）のうちその他Tier 1資本調達手段に相当するものの額とする。

「イ〜ハ 略」

二 第三十六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

三 第三十六条第二項第六号に掲げるその他金融機関等のその他外部TLAC関連調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうちその他外部TLAC関連調達手段の額とする。

6 第三十四条第二項第五号に掲げる特定項目に係る十パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第三十四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

「二・三 略」

7 第三十四条第二項第六号に掲げる特定項目に係る十五パーセント基準超過額は、次に掲げる額の合計額とする。

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ラ

「イ〜ハ 同上」

二 第三十六条第二項第四号に掲げるその他金融機関等のTier 2資本調達手段の額は、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうちTier 2資本調達手段に相当するものの額とする。

「号を加える。」

6 「同上」

一 その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するものの額から特定項目に係る十パーセント基準額（第三十四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。次号及び第三号において同じ。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）

「二・三 同上」

7 「同上」

一 特定項目に係る調整対象額（特定項目に係る十パーセント基準対象額（特定項目（その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に相当するもの、モーゲージ・サービシング・ライ

イツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第三十四条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 略】

8 第四項各号及び第五項各号に規定する額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用金庫連合会が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項各号及び第五項各号に規定する額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げるものに該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調達

ツに係る無形固定資産及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。第三号において同じ。）をいう。以下この号において同じ。）の額から第三十四条第二項第五号に掲げる額を控除した額をいう。以下この項において同じ。）から特定項目に係る十五パーセント基準額（同条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第四号までに掲げる額及び特定項目の額の合計額を控除した額に十五パーセントを乗じ、これを八十五パーセントで除して得た額をいう。）を控除した額（当該額が零を下回る場合には、零とする。）をいう。次号及び第三号において同じ。）に、その他金融機関等に係る対象資本等調達手段のうち普通出資に相当するものの額から前項第一号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る十パーセント基準対象額で除して得た割合を乗じて得た額

【二・三 同上】

8 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び前項第一号に掲げる額を算出する場合において、信用金庫連合会が少数出資金融機関等の対象資本等調達手段又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段に係る一定のショート・ポジションを保有するときは、これらの対象資本等調達手段と対応するショート・ポジションを相殺することができる。

9 第四項各号及び第五項各号に定める額並びに第六項第一号及び第七項第一号に掲げる額を算出する場合において、次に掲げる資本等調達手段に該当する対象資本等調達手段があるときは、当該対象資本等調

手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「略」

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の対象資本調達手段

〔10・11 略〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十八条 「略」

2 信用金庫連合会は、次の各号に掲げる場合において、当該各号に定めるものについては信用リスク・アセットの額を算出することを要しない。

一 第三十一条各号及び第三十一条の二第一項の算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しない場合 次に定めるもの

〔イ〕ホ 略

へ 自己保有資本調達手段、対象資本等調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項の規定により普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額と

達手段を算出の対象から除外することができる。ただし、第一号に掲げる資本調達手段については、当該資本調達手段の保有に係る特殊事情その他の事情を勘案して金融庁長官が承認した場合に限り、当該承認において認められた期間に限るものとする。

一 「同上」

二 引受けにより取得し、かつ、保有期間が五営業日以内の資本調達手段

〔10・11 同上〕

(信用リスク・アセットの額の合計額)

第三十八条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

〔イ〕ホ 同上

へ 自己保有資本調達手段、対象資本調達手段、無形固定資産、繰延税金資産及び前払年金費用のうち、第三十四条第二項、第三十五条第二項及び第三十六条第二項の規定により普通出資等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額とさ

されたものの額に相当する部分

ト 「略」

「二〇四 略」

3 「略」

(他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー)
第七十条の三 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。)をいう。以下この条、第七十条の四の三、第七十八条の三及び第七十八条の四の三において同じ。)の対象資本等調達手段(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二十五条第七項第一号に規定する対象資本等調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第三十七条第四項第一号に規定する対象資本等調達手段をいう。次項及び第七十八条の三において同じ。)のうち、対象普通出資等(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第七十八条の三において同じ。)及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外

れたものの額に相当する部分

ト 「同上」

「二〇四 同上」

3 「同上」

(他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー)
第七十条の三 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあつては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第四項に規定する他の金融機関等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第三項に規定する他の金融機関等(連結自己資本比率を算出する信用金庫又は信用金庫連合会にあつては、連結の範囲に含まれる者を除く。)をいう。次項及び第七十八条の三において同じ。)の対象資本調達手段(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二十五条第六項第一号に規定する対象資本調達手段をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第三十七条第三項第一号に規定する対象資本調達手段をいう。次項及び第七十八条の三において同じ。)のうち、対象普通出資等(連結自己資本比率を算出する場合にあつては第五条第五項に規定する対象普通出資等をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十四条第四項に規定する対象普通出資等をいう。次項及び第七十八条の三において同じ。)に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

のものに係るエクスポージャーのリスク・ウエイトは、二百五十パーセントとする。

2 標準的手法採用金庫である国内基準金庫が信用金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち信用金庫連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポージャーのリスク・ウエイトについては、当該エクスポージャーの額の合計額のうち連合会向け出資に係る十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。第七十八条の三第二項において同じ。）に相当する部分に係るエクスポージャーのリスク・ウエイトは、百パーセントとし、それ以外の部分に係るエクスポージャーのリスク・ウエイトは、二百五十パーセントとする。

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

第七十条の四の三 標準的手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に

2 標準的手法採用金庫である国内基準金庫が信用金庫である場合に

あっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち信用金庫連合会の対象普通出資等であつて第二条又は第十一条の算式におけるコア資本に係る調整項目の額に算入されなかつた部分に係るエクスポージャーのリスク・ウエイトについては、当該エクスポージャーの額の合計額のうち連合会向け出資に係る十パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあっては第四条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあっては第十三条第一項各号に掲げる額の合計額から同条第二項第一号から第三号までに掲げる額の合計額を控除した額に十パーセントを乗じて得た額をいう。第七十八条の三第二項において同じ。）に相当する部分に係るエクスポージャーのリスク・ウエイトは、百パーセントとし、それ以外の部分に係るエクスポージャーのリスク・ウエイトは、二百五十パーセントとする。

「条を加える。」

係るその他外部T L A C関連調達手段（特例外部T L A C調達手段にあつては、当該特例外部T L A C調達手段を発行する者（以下この項において「発行者」という。）の特例外部T L A C調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部T L A C調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によつて認められている額（以下この項において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例外部T L A C調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部T L A C調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。）を当該標準的手法採用金庫が保有している当該発行者の特例外部T L A C調達手段の額に乘じて得られた額に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に関するエクスポージャーのリスク・ウェイトは、二百五十パーセントとする。

2 前項の場合において、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部T L A C関連調達手段のうち、その他外部T L A C関連調達手段に係る五パーセント基準額（連結自己資本比率を算出する場合にあつては第二条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいい、単体自己資本比率を算出する場合にあつては第十一条の算式における自己資本の額に五パーセントを乗じて得た額をいう。第七十八條の四の三において同じ。）を上回る部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、百五十パーセントとする。

3 標準的手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあつては、

第五十条から前条までの規定にかかわらず、その他外部T L A C 関連調達手段のうち第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトは、第五十七条に定めるところによる。

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第五十条 内部格付手法採用金庫の信用リスク・アセットの額の合計額とは、次の各号に掲げる信用金庫又は信用金庫連合会の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

一 国内基準金庫である内部格付手法採用金庫 次に掲げる額の合計額

イ 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第七十三条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第六十五条第一項第二号に掲げるP D / G D 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第六十六条第十項の規定により算出される信用リスク・アセット

(内部格付手法採用金庫における信用リスク・アセットの額の合計額)

第五十条 「同上」

一 「同上」

イ 内部格付手法採用金庫が内部格付手法により事業法人等向けエクスポージャー、リテール向けエクスポージャー、株式等エクスポージャー及び証券化エクスポージャーについて算出した信用リスク・アセットの額(購入債権、リース料(第七十三条第一項に規定するリース料をいう。次号において同じ。)、同時決済取引及び非同時決済取引に係る信用リスク・アセットの額を含む。)、第六十五条第一項第二号に掲げるP D / G D 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額に千二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じて得た額、第六十六条第十項の規定により算出される信用リスク・アセット

の額、第七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第七十八条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第七十八条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第七十八条の四の第三項及び第二項の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第六十六条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

〔ロ〕ニ 略〕

二 〔略〕

（他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャー）
第七十八条の三 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち、対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 〔略〕

（その他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）

の額、第七十八条の二の規定により算出される信用リスク・アセットの額、第七十八条の三の規定により算出される信用リスク・アセットの額並びに第七十八条の四の規定により算出される信用リスク・アセットの額の合計額に一・〇六を乗じて得た額並びに第六十六条（第十項を除く。）の規定が適用されるエクスポージャー、その他資産及びリース取引における見積残存価額の信用リスク・アセットの額の合計額

〔ロ〕ニ 同上〕

二 〔同上〕

（他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）
第七十八条の三 内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である場合にあっては、第五十条から前条までの規定にかかわらず、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、対象普通出資等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 〔同上〕

第百七十八条の四の三

内部格付手法採用金庫が国内基準金庫である

「条を加える。」

場合にあっては、第百五十条から前条までの規定にかかわらず、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段（特例外部TLAC調達手段）にあっては、当該特例外部TLAC調達手段を発行する者（以下この項において「発行者」という。）の特例外部TLAC調達手段の額の合計額のうち当該発行者のその他外部TLAC調達手段に相当するものとして算入することが本邦以外の国又は地域の金融当局によって認められている額（以下この項において「算入上限額」という。）が当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額に占める割合（当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額の合計額が算入上限額に満たない場合は、一とする。）を当該内部格付手法採用金庫が保有している当該発行者の特例外部TLAC調達手段の額に乗じて得られた額に係る部分に限る。以下この条において同じ。）に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に二百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

2 前項の場合において、総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に関するエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、当該エクスポージャーの額（EADをいう。）に百五十パーセントのリスク・ウェイトを乗じた額とする。

<p>3 内部格付手法採用金庫が国際統一基準金庫である場合にあつては、その他外部TLAC関連調達手段のうち第十九条第三号又は第三十一条第三号の算式におけるTier2資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、第百五十条から前条までに定めるところによる。</p>	<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>
--	---------------------------